

平成18年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成18年9月6日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号））
日程第5 議案第66号 本巢市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第67号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第68号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第69号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第70号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第10 議案第71号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
日程第11 議案第72号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第12 議案第73号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第74号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第75号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第15 議案第76号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第16 認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

- 追加日程第1 議案第77号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
3番	鏑本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘

19番 高橋秀和
21番 鵜飼静雄

20番 遠山利美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育委員会 事務局長	堀部秀夫	林政部長	藤原俊一
代表監査委員	三田村晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開会の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまから平成18年第3回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

皆さんにまず御報告します。

議会傍聴規則第12条第4号により、新聞記者による場内の写真撮影を許可しておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 浅野英彦君と10番 中村重光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月20日までの15日間とし、9月7日から9月14日までと9月16日から9月18日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月20日までの15日間とし、9月7日から9月14日までと9月16日から9月18日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私から報告します。

議長報告、7月5日、議員派遣の報告をします。文教福祉委員長から、愛知県三好町、岐阜県瑞浪市へ給食センターの視察をしたい旨の申し出があり、派遣いたしましたので、報告します。

7月7日、第256回岐阜県市議会議長会が美濃市ホテルマリーバル石金で開催され、後藤副議長とともに出席をしました。開催地の児山議長、石川市長のあいさつがあり、会議に入り、会務報告がされ、議案審議に入り、提出議案の第1号議案 第三セクター鉄道存続のための支援について、

第2号議案 地震対策の充実について、第3号議案 学校施設耐震化に伴う財政支援の拡充について、第4号議案 地上デジタル放送受信対策について、以上、原案のとおり承認され、国・県に強く要望されます。次期開催地の決定については、美濃加茂市に決定しました。なお、会議の資料をごらんになりたい方は、事務局までお申しつけください。以上。

次に、常任委員会からの報告をお願いします。

文教福祉委員会の報告をお願いします。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の方より、文教福祉委員会の報告をいたします。

まず、先ほども議長の方から報告がありました、7月5日に行いました学校給食センターの視察報告であります。

視察の訪問先は、愛知県三好町立給食センター、岐阜県瑞浪市学校給食センター、この両施設に視察に伺いました。三好町立給食センターでは、ソフト面において、配送は民間運送会社に委託している。それから、運営は給食協会を設置し運営しているという点、瑞浪市学校給食センターでは、設計の段階で、先に厨房業者を選定して、設計プロポーザルを選考したなどの点。それから共通点としては、太陽光発電、生ごみ処理機を両施設とも導入している。食器については、両施設とも強化磁器を使用しているという点など、視察の中で学んでまいりました。

以上、学校給食センターについての報告を終わります。

続きまして、7月14日午前9時から文教福祉委員会を開催し、学校給食センターの用地について検討をいたしました。詳細につきましては全員協議会で報告をさせていただきますので、今回は割愛をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

次に、特別委員会からの報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鶴飼静雄君。

○議会だより編集特別委員会委員長（鶴飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だよりの第11号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付をされています。掲載内容につきましては、6月定例会の内容が主なものになっています。表紙には金原の乙姫の滝、そしてNEOキャンピングパークのほたる祭りの風景、2ページからは定例会で採択された意見書、7名の議員による一般質問、委員会報告、議決された議案の内容の順に掲載し、最終ページには糸貫地域のあいマップ作ろう会を紹介いたしました。今回は6月26日、7月7日、14日、20日の計4回にわたり委員会を開催し、皆さんから提出いただいた原稿をもとに編集し、発行したところであり、内容で1カ所ミスがございましたことをお詫びしておき、今後そうしたことがないように、慎重を期していきたいというふうに考えています。

なお、次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、11月1日の発行を予定しています。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告です。

○議長（上谷政明君）

次に、行政改革検討特別委員会の報告をお願いします。

行政改革検討特別委員会委員長 後藤壽太郎君。

○行政改革検討特別委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、行政改革検討特別委員会より報告申し上げます。

8月18日午後1時30分から、本庁舎3階第1委員会室において第3回行政改革検討特別委員会を開催いたしました。委員会には委員全員が出席し、説明のため関係職員の出席を求め、公共施設、イベント等の状況及び市有地の現状の3項目について説明を受けました。

説明の後、各委員から質疑があり、鍋原ポケットパーク販売所の休止についての質疑に対して、農政課長から、今まで販売組合に管理委託していたが、人員の調整がつかなくなったので、現在、販売を中止している。集落が中心となって組織を再構築し、秋から再開したいとの答弁がございました。

また、柿の里の有効利用についての質疑には、産業建設部長から、できれば今後、農業団体等で使用していただけるよう検討しているところであると答弁がありました。

また、本巢保育園など老朽化している施設があるが、今後の動向について伺いたいとの質疑に対し、健康福祉部長から、既に幼児教育に関する検討委員会が立ち上げられていて、今後の方向性について検討をしている。その結果を踏まえてから施設整備について検討していきたいとの答弁がありました。

このほかに、糸貫デイサービスセンターの利用状況、各施設管理費の中の借上料の明示、根尾水鳥団地の分譲地の状況、敬老祝賀会の経費の内訳等についての資料を提出してほしいとの意見も出されました。

なお、今後の委員会の進め方については、次回の委員会で協議することとなっております。

以上、行政改革検討特別委員会からの報告を終わります。ちなみに、今回はこの本定例会の中、12日に行う予定であります。以上です。

○議長（上谷政明君）

続いて、行政報告を行います。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

先ほどは本定例会の会期の決定をしていただきまして、まことにありがとうございました。

命によりまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、本巢市国民保護計画についてでございますが、市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃が発生した場合や武力攻撃が予想される場合等におきまして、住民の生命や身体、財産を

保護するため、市や関係機関の役割、住民の協力など、市が実施します国民保護措置に必要な事項について定めることを目的とするものでございます。

計画案につきましては、8月11日に県・市・各種団体の長など24人で構成する本巢市国民保護協議会を開催しまして、諮問したところでございますが、この諮問した内容につきましては、議会の皆様には明日7日の全協において説明を申し上げたいと存じます。また、御意見も賜りたいと、このように考えておるところでございます。

また、現在、計画原案をホームページに掲載しているほか、市民の方が閲覧できますよう、各4庁舎に原案を設置し、市民からの意見募集を実施しているところでございます。今後、議会や市民皆様の御意見を踏まえまして、さらに協議会において検討を加え、計画案を作成し、県協議を経まして1月までに策定してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、本巢市の市の歌の制定についてでございます。

市の歌は、合併3年目を迎えて、市民の一体感の醸成を図りますため、今年度の制定を目指しているものでございますが、歌詞につきましては、6月から8月10日にかけて、市広報紙やホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを通じまして募集した結果、北は北海道から南は熊本県までの全国30都道府県から139名の応募をいただきました。市の歌選定委員会におきまして、今月中に最優秀作品1点、優秀作品3点を選考することとなっているところでございます。

また、作曲につきましては、議員の皆様にご了承をいただいております、オカリナ奏者の宗次郎さんに依頼してございまして、来年1月には完成する予定でございますが、宗次郎さんにも今回の市の歌の募集につきまして御協力いただき、NHKの番組出演の折とかホームページに掲載していただきまして、歌詞の応募を呼びかけていただいております。

市といたしましては、8月19日にうすずみ公園で開催しました宗次郎オカリナコンサートの会場におきまして、市のイメージアップを図りますため、宗次郎さんを市の文化交流大使として委嘱したところでございます。

次に、モレラ岐阜で開催いたしました若者の出会い交流事業について御報告をいたします。

少子化の大きな原因であります未婚化・晩婚化に歯どめをかけるため、若者の出会いの場として、8月12日にモレラ岐阜で開催しました若者の出会い交流事業につきましては、「素敵な出会い・めぐり会い」という副タイトルをつけまして、当初90人の参加を予定しておりましたが、男性58人、女性78人、合計136名の応募がありましたので、その全員を対象として行いまして、一応の成果を得ることができたと考えております。現在、12月中旬の第2回目の開催を目指して、参加された方の意見を参考にするために、その方々からアンケート調査を実施しているところでございます。

次に、給食センターの建設事業についてでございますが、先ほど委員長さんから御報告がございました。本巢・糸貫・真正学校給食センターにつきまして、市行政改革大綱におきまして、効率的で効果的な管理運営と児童・生徒の健全な食育を図るため、各施設を統合すると、このように定めてございまして、施設の統合について検討してまいっているところであります。

設置場所といたしましては、さきに文教福祉委員会及び議会全員協議会で御了承をいただいております。

りますとおり、昨年度に市土地開発公社が購入しましたモレラ岐阜の北側の公共用地といたしまして、ここに施設能力1日 5,500食、調理場方式はドライシステムという形で、現在、建設設計業者をコンペ方式によりまして選定する作業を進めているところでございます。今後は、来年度の工事発注を目指しまして、実施設計書の策定を進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

次に、本市の財政状況についてでございますが、市町村の財政運営を把握する一つの方策として、このたび県は実質公債費比率を公表いたしました。これは従来の起債制限比率にかわる指標でありまして、特別会計への繰出金も算入したところに実質性があります。この比率が18%を超した場合には、地方債の発行が厳しく制限されるというものでございます。本市の実質公債費比率は11.9%で、21市中、低い数値から数えまして8位となっております。今のところ比較的良好な位置にありますが、しかし、上下水道事業等が進展いたしますと、繰出金が増加しまして、比率が高まることが予想されますので、長期的な見通しを立てつつ、堅実な財政運営に努めてまいらなければならないと、このように考えている次第でございます。

以上、行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第17号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

これより日程第4、報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

報告第17号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、水道事業会計予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年7月14日付で資本的収入及び支出それぞれ280万円を専決処分させていただきました。同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認を求めらるものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

報告第17号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、臨時特例措置として、公営企業、金融公庫の企業債のうち、借り入れ利率が

7.3%以上の高利率の企業債について借りかえ債が認められたことにより、専決処分を行ったものでございます。

2ページをごらんください。

資本的収入及び支出の企業債と償還金の280万円は借りかえ額でございます。今回借りかえする企業債は、昨年度の借りかえ債に該当していましたが、割り当てがなく借りかえができなかった昭和55年度に借り入れた利率8.1%の企業債750万円と、昭和57年度に借り入れた利率7.4%の企業債540万円の2件であります。今回の借りかえ債の利息は2.5%ですので、借りかえにより、償還額が32万4,000円ほど減額になります。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第17号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第17号を採決します。

報告第17号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号））は、承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第66号から日程第8 議案第69号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第66号 本巣市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから
日程第8、議案第69号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第66号 本巢市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本市の水防団は、消防団の組織をもってこれに充てると規定されておりまして、消防団の定員が改正されましたため、水防団の定員を改正するものでございます。

議案第67号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

個人の市民税及び固定資産税を納期前納付した場合の報奨金及び納期前にかかる月数の限度額を変更いたしますため、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議案第68号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

岐阜県福祉医療制度の改正に伴い、改正するものでございますので、よろしく申し上げます。

議案第69号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法等の一部改正に伴い、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第66号と議案第67号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、議案第66号 本巢市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

本条例の第4条で水防団の定員は260人とする。第5条で水防団は本巢市消防団の組織をもってこれに充てるとの規定があります。したがって、本年4月1日から消防団員の定員を「260人」から「275人」に変更したことに伴いまして、水防団の定員の規定等を改めるものであります。

この改正する条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用させていただくというものであります。

なお、本条例改正につきましては、本年3月議会定例会に消防団条例の改正とあわせて上程するべきでありましたが、見落とししていたというものでありまして、大変申しわけございませんが、今回よろしくお願ひしたいというものでございます。

続きまして、議案第67号 本巢市税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

個人の市民税及び固定資産税を納期前納付した場合の報奨金は、税収の早期確保や納税者の納税意欲の高揚を図ることを目的に、市・県民税、固定資産税の第1期の納期限内に、各税目にかかる当該年度の全額を納付した場合のみ交付される制度でございます。しかし、制度の創設時から社会情勢は大きく変化し、金融機関での窓口納付や口座振替制度の普及によりまして、自主納付に対する意識も浸透してきたこと、さらに、この制度が適用される税目が固定資産税と個人市・県民税に限定されておりまして、国民健康保険税などには適用されていないということでもあります。また、

全期分を一括納付できる者に限られるため、納税者間に受益の不公平感が生じているなどの理由等によりまして、本年3月に策定の本巢市行政改革大綱の実施計画の中におきまして、前納報奨金の段階的廃止を掲げております。取り組み内容といたしましては、市民税と固定資産税の前期全納報奨金を段階的に廃止する。19年度には限度額を20万から10万円に引き下げる。平成20年度には廃止としております。したがって、今回、税条例を改正させていただくというものであります。

内容につきましては、新旧対照表、お手元に配付してあります冊子の中の最後の方ですが、本巢市税条例改正の概要ということで、最後の方に添付してありますが、その新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、右側の現行欄でございます。個人の市民税の納期前の納付ということで、第42条の2項で報奨金の限度額を「20万円を超える場合には、20万円」といった規定をしております。それを改正案といたしましては、中ほどでございますが、傍線が引いてありますが、前納報奨金を計算する上において、前納月数のことを言いますが、「当該合計月数が10月を超える場合には、10月」とするという新たに制限を設けていきたいということでありまして、「10万円を超える場合には、10万円」にするといったことであります。

続きまして、固定資産税の納期前の納付につきましては、70条の2のところに規定しておりまして、次の3ページですが、これも現行は「20万円を超える場合には、20万円」、改正案につきましては「10万円を超える場合には、10万円」ということで、また、前納報奨金を計算する上においての合計月数が18月を超える場合には18月とするといった規定を設けさせていただくというものであります。

この条例は、平成19年の4月1日から施行するというものであります。よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第68号と議案第69号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、議案第68号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を行います。

今回の一部改正は、岐阜県福祉医療制度の見直しが行われたことにより、福祉事業として県と市町村との共同事業としての実現を市町村に要請しているものであります。福祉医療制度は、社会的、身体的にハンディのある方の生活を支えることを目的として、岐阜県では昭和48年1月1日に創設された共助、ともに助け合う制度でありまして、制度創設以来30数年が経過した今、社会環境、社会経済情勢、住民のニーズなど、福祉医療制度も全体として考え直す時期に来ているとの認識が深まりまして、今回、県、市長会、県の医師会、大学関係者等、幅広い方をメンバーとする岐阜県福祉医療制度研究会が県に設置されまして、これまで議論を重ね、今回、その成果としての研究報告があり、それに伴うところの見直しでございます。

お手元の説明資料をお願いしたいと思います。4ページから7ページに新旧対照表を載せてございます。ごらんいただきたいと思います。

主な改正部分につきましては、第1条、第2条並びに第5条中の「父子家庭の児童」を「父子家庭の父及び児童」に改めるもので、本市でもこれまで父子家庭における18歳未満の児童の医療費助成をしておるところでございますが、ほかにこれといった支援策も少なく、経済的に苦しい場合もあることから、今回、父子家庭の父への医療費助成を実現することで、子育て支援の立場からも父子家庭対策の充実を図るというものでございます。

次に、第2条第1項第2号に新たにエの条文を加えていただきます。内容は、今回、精神障害者を新たに福祉医療の助成対象とするもので、該当は、精神保健福祉手帳2級までの方でございます。近年、仕事のストレス等による精神障害を患う人がふえており、そうした障害者に対する社会の認識も深まっており、これを治療するための社会的理解と環境も徐々に整いつつあり、さらにほかの都道府県の実施状況を見ても、12団体が既にこういった助成を行っていることなどから、これにより、精神障害者の治療と社会復帰を支援しようというものでございます。

次に、入院時の食事療養費の標準負担額の無料化を全制度廃止することによる一部改正でございます。説明資料の方では7ページから8ページの下段あたりまでの新旧対照表を見ていただきたいと思います。第6条第1項中にあります「入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給」を廃止し、保険給付として「保険外併用療養費の支給」に改めるものでございます。今回お願いする、現在、保険適用後の標準負担額の780円、1食あたりにしますと260円程度の食費は、1日当たりの平均的な家庭の食費を考慮して定めたもので、通常、食費に必要な金額と考えられ、入院により新たに生じる負担とは言えず、さらに入院、入所、在宅等における負担の公平化を図る必要があることから、助成対象から除外するものでございます。

県はこのほかにも制度の見直しを行っておりまして、既に4月からは重度の心身障害者の市町村に対する補助率の引き下げ、それから乳幼児の通院医療費助成が小学校就学前まで拡大されております。また、10月1日からは重度心身障害者老人に2年の経過措置のもとで所得制限が導入されます。

以上が議案第68号の補足説明でございます。

引き続きまして、議案第69号でございます。本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

このたびの医療制度改革は、将来にわたり、医療保険制度を持続可能なものとしていくため、改革が進められているところであり、今回も関連法の改正に基づき、国保条例の一部改正をお願いするものでございます。

説明資料9ページの新旧対照表でございます。ごらんいただきたいと思います。

主な改正部分につきましては保険給付の見直しでありまして、第6条の一部負担金では、現役並みの収入がある70歳以上の高齢者の患者負担が現行2割から3割に引き上げられるものであり、あわせて自己負担限度額においても引き上げられます。現役並み所得とは課税所得145万円以上の方

を言い、年収ベースでは夫婦2人世帯で520万円以上、単身世帯で約380万円以上ということになります。

続きまして、現金給付の見直しであります。第8条の出産育児一時金の現行「30万円」を「35万円」に引き上げるもので、該当する世代につきましては若者層が多く、経済力も低く、出産費用が生活費全体に占める割合が高いということから、出産育児一時金の増加を図ることで、少子化対策の観点からも効果は期待できるところであります。

最後に、第9条の葬祭費についてでございます。現行2万5,000円を葬祭を行う者に支給しておりますが、健康保険法の改正により、国民健康保険との均衡等が考慮され、定額の5万円としたことと、さらに岐阜市を初めとする近郊の団体も既に5万円の給付が多いということから、今回、5万円に見直しをさせていただくというものでございます。よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第66号 本巣市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第67号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第68号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

議案第69号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第70号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第9、議案第70号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第70号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約についてでございます。

平成18年3月27日付で墨俣町が大垣市へ編入合併したことによりまして、一部事務組合を構成する組合名を改めるため、この規約を改正するものでございますので、よろしく御審議くださいまして御議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第70号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第71号から日程第15 議案第76号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

これより日程第10、議案第71号 平成18年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第15、議案第76号 平成18年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第71号 平成18年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,127万2,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、18年度の普通交付税が確定いたしましたので、地方交付税の増額と、財政調整基金からの繰入金の減額が主なものでございます。また歳出では、財源調整によります財政調整基金積立金の増額、老人保健医療特別会計繰出金の減額及び7月の豪雨によります災害復旧費の増額が主なものでございます。

議案第72号 平成18年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,994万5,000円の補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、共同事業交付金及び繰越金の増額が主なものでございます。歳出につきましては、共同安定化事業拠出金及び基金積立金の増額が主なものでございます。

施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ34万円の補正をお願いするものでございまして、前年度繰越金の確定に伴います一般会計繰入金の調整が主なものでございます。

議案第73号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ 367万円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴います一般会計繰入金の調整が主なもので、歳出につきましては、前年度の老人医療給付費県費負担金の精算による還付金の増額でございます。

議案第74号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 3,200万円の補正をお願いするものでございます。

歳入では、真正地区の事業費の増額による県補助金の増額、歳出では、神海地区農業集落排水事業費の減額、真正地区農業集落排水事業費の増額が主なものでございます。

議案第75号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ 1,969万 9,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入では、繰越金及び下水道債の増額、歳出では、管渠布設工事などの本巢地区下水道事業費の増額が主なものでございます。

議案第76号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入及び支出におきまして、人件費の増額 130万 6,000円を予備費で減額調整し、資本的収入及び支出につきましては、工事負担金の増額により、収入で 470万円、支出では配水設備拡張費の 1,050万円の補正をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、助役または担当部長より御説明申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第71号から議案第76号については、明日の全員協議会において助役及び担当部長から補足説明を求め、その後、質疑を行います。

議案第71号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第72号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第73号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といた

します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定いたしました。議案第74号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定いたしました。議案第75号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定いたしました。議案第76号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。暫時休憩をします。再開は11時を予定しておりますので、それまで暫時休憩をします。

午前10時26分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（上谷政明君）

再開をします。

日程第16 認定第1号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第16、認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

水道事業会計につきましては、7月10日に監査委員により監査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして、御議決または御承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

認定第1号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

平成17年度水道事業会計決算について、補足説明をさせていただきます。

決算書の2ページをごらんください。

収益的収入の営業収益の主なものは、6,422戸分の給水収益2億5,893万9,000円及び受託工事2億4,603万7,000円などでございます。増額の主なものは、受託工事収益の増によるものでございます。

営業外収益は、他会計からの繰入金3,600万円、受取利息29万円及び消費税の還付金1,358万4,000円などでございます。増額の主なものは、消費税の還付金でございます。

営業費用の不用額の主なものは、修繕費667万円、委託料743万9,000円、電気料142万5,000円の減によるものでございます。繰越額1,040万8,000円は、農業集落排水事業に伴うものでございます。

営業外費用の主なものは、企業債の利息の償還金でございます。

3ページをごらんください。

資本的収入の国庫補助金及び県補助金は、本巢簡易水道再編事業の補助金です。

負担金の内訳は、工事負担金2,070万6,000円と一般会計負担金3,800万円でございます。

加入金は、141戸分の加入金です。

支出の建設改良費の内訳は、拡張工事4億996万円、改良工事1億5,201万2,000円、設備費31万5,000円などで、不用額は請負差金でございます。概要については8ページに掲載をさせていただいております。

資本的収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをしております。

4ページをごらんください。

損益計算書の営業利益は3,540万円で、営業外収益は1,413万3,000円の赤字であり、これに伴い、当年度純利益は2,126万7,000円余りでございます。

5ページをごらんください。

剰余金計算書の翌年度繰越利益剰余金は1億1,531万9,000円余りとなっております。

6ページをごらんください。

貸借対照表、資産の部の固定資産の明細は16ページに掲載をしております。流動資産の未収金の内訳は、水道料金 1,274万 8,000円、区画整理、集落排水に伴う補償費 3,620万 2,000円、消費税還付金 1,770万 5,000円、補助金 6,250万円などであります。使用料の未収金は、現在 920万 3,000円ほどとなっております。引き続き未収金の徴収に努めてまいります。

負債の部の未払金の主なものは、配水管布設工事 3億 8,780万 5,000円、設計委託料 3,728万 4,000円、浄水場管理委託費 740万 4,000円などがございます。

資産及び負債・資本の合計は、それぞれ46億 9,900万円余りとなっております。

7ページをごらんください。

事業報告の総括事項ですが、本巢上水道の浄水場第1取水ポンプ棟・浄水池兼送水ポンプ井築造工事、本巢上水道第1・第2取水ポンプ場電気計装機械設備工事、糸貫浄水場3号配水ポンプ・電気計装設備更新工事、配水管拡張工事 1万 2,999.3メートル、配水管改良工事 1万 2,605.9メートルを実施しております。

8ページから11ページは、議会での議決事項、建設改良工事の概況を掲載しております。

12ページをごらんください。

業務量でございますが、給水人口は 1.2%増の 2万 3,170人、1日最大配水量は 0.3%増の 1万 69立方メートルでございます。

事業収入は、前年度より 2億 2,565万円余り増額となっております。これは、受託工事の増によるものでございます。

事業費についても、2億 3,266万 3,000円余り増額となっております。これは、受託工事、資産減耗費などの増によるものでございます。

13ページから15ページは、重要契約の要旨となっております。また、15ページには企業債の概要で未償還残高は16億 5,758万 1,000円余りで、明細は19ページから21ページに掲載をしております。

16ページは固定資産、17、18ページは収益費用の明細でございます。

22ページは、17年度の繰越計算書を添付させていただいております。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

認定第1号 平成17年度本巢市水道事業会計決算については、監査委員に監査をお願いしてありますので、決算審査の結果の報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

平成17年度本巢市水道事業会計決算審査意見について。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成17年度本巢市水道事業会計の決算審査をいたしましたので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

平成17年度本巢市水道事業会計決算意見。

第1. 審査の概要。

1. 審査の対象。

平成17年度本巢市水道事業会計決算。

2. 審査の期日。

平成18年7月10日。

3. 審査の手続。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係諸書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められたその他の手続を実施した。なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたどうかを検討するため、事業の経営分析を行った。

4. 実地の審査。

糸貫浄水場ほか2カ所。

第2. 審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、法令に準拠して作成されており、当年度事業の年度末現在の営業成績及び財政状態を適正に表示されているものと認められました。その審査結果を次のとおり述べます。

1. 事業の概要。

当年度の事業の概要は、給水区域内人口は前年度に比べ260人、1.0%、給水人口は270人、1.2%、給水戸数は107戸、1.7%とそれぞれ増加している。また、当年度の年間配水量は前年度に比べ4.2%減少し、年間有収水量は1.7%増加している。これは、施設整備による無収水量が減少し、給水人口の増加に伴い有収水量が増加したものである。このほか、当年度における建設改良拡張工事の状況は、浄水場の整備として本巢上水道の第1取水ポンプ棟・浄水池兼送水ポンプ井築造工事、本巢上水道第1・第2取水ポンプ場電気計装機械設備工事、糸貫浄水場3号配水ポンプ・電気計装設備更新工事を施工しているほか、配水管拡張工事及び配水管改良工事を施工し、これらの工事総額5億8,158万円となっている。

2. 決算の規模。

当年度の決算は、総収益は5億1,974万7,000円、総費用は4億9,847万9,000円である。総収益及び総費用は、前年度に比べおおむね180%増加しているが、純利益は24.8%減少している。これは、営業費用の資産減耗費の増加及び営業外収益の一般会計からの補助金が減少したことによるものである。

3. 予算の執行状況。

当年度の執行状況について、収益的、投資的別に述べます。

(1) 収益的収入及び支出、収益的収入合計は5億5,736万7,000円で、予算額に対し収入率は141.8%となっている。これは営業収益の増によるものである。収益的支出合計は5億1,305万5,000円で、執行率は94.1%であり、営業費用では、修繕費及び保守点検料、営業外費用では企業

債買いかえによる不用額等が主な要因である。

(2)資本的収入及び支出、資本的収入合計は5億2,498万7,000円で、予算額に対し収入率は99.5%となっている。これは開発に伴う工事負担金の減によるものである。資本的支出合計は7億4,182万2,000円で、執行率92.3%であり、真正地区農業集落排水事業及び西部連絡道路新設改良工事に伴う管路布設工事を翌年度に繰り越したことのほか、建設改良費及び企業債償還等の不用額が主な要因である。

このほか、地方公営企業法施行令第17条に規定する予算の執行状況は、一時借入金、議会の議決を要する経費の流用はなく、他会計（一般会計）からの補助金も当初予算を400万円減額しているが、建設改良事業により企業債を3億6,980万円発行し、当年度末の未償還残高は前年度に比べ16.6%増加している。

4. 財政状態。

当年度の財政状態を見ると、総額5億8,158万円の建設改良事業が行われ、有形固定資産が前年度に比べ14.3%増加している。この資金が企業債の発行により賄われたもので、財政状態には大きな変動はないものの、負債比率が前年度末80.1%と前年度に比べ12.9%増加している。このほか、当年度の給水原価は1立方メートル当たり前年度に比べ1.2円上昇しているが、給水収益は1立方メートル当たり0.1円下降し、給水原価と給水収益が反比例する傾向にある。

なお、詳細につきましては、お手元の決算意見書に記述したとおりであります。

結び。

以上のとおり、決算審査を述べましたが、今後、給水収益の自然増収は期待できず、事業経営は厳しい状況が予想される中、本巢地区南部の上水道整備及び経年劣化による配水管の改修、給水施設の整備等の建設投資を今後必要とすることから、経営面においては総合的かつ機能的な経営が可能となるよう、企業意識の徹底を図りつつ、サービス精神と企業経営に努めることが重要である。

また、組織及び機構の活性化、あるいは公営企業における業務運営の総点検を行い、経営基盤の一層の強化を図るとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応し、市民生活の向上及び地域の発展に不可欠なサービスを提供することも必要である。

最後に、厳しい財政状態を踏まえ、経常経費の節減、資産の効率的な運用に努め、自助努力により独立採算性の原則に立脚した事業運営を推進することを望み、終わりとします。

平成18年9月6日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。お手元に配付してありますように、議案第77号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第77号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第77号（上程・説明・質疑・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第1、議案第77号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

ただいま議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第77号 工事請負契約締結についてでございます。

工事名は、本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事でございます。工事内容は、根尾地域の今村・越田土の中継局、屋外拡張子局及び根尾・糸貫・真正地域の戸別受信機等の設備設置工事でございます。9月1日に一般競争入札を行いまして、5億8,065万円で落札されました。契約の相手方は、岐阜市六条北4丁目10番7号、中央電子光学株式会社、代表取締役 日比郁男氏でございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第77号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

議案第77号 工事請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

平成17年度から平成19年度までの3年間で防災行政無線設備の整備に取り組んでおりまして、今年度に計画の防災行政無線（同報系）設備設置工事につきましては、去る9月1日に一般競争入札を実施いたしまして、落札者の中央電子光学株式会社と9月5日に仮契約を締結いたしましたので、

本契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、同工事の概要につきましては、さきの全員協議会におきまして御説明申し上げましたので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

2点伺います。

今回のこの入札結果を見まして、一つは、予定価格5億6,000万円の工事なのに、入札参加業者は5社、そのうち1社が辞退ということで4社でやっている。事業内容が特殊な部分があるのかもしれないけれども、そのあたりの、これだけに絞られた事情を御説明願ひたいと思います。

二つ目は、入札予定価格に対する入札率を見ますと、一番多い日本コムシスが99.87%、その次に99.64%、99.46%と、0.2足らずずつで減って行って、落札した中央電子光学が98.75%という非常に高い落札率になっています。これまでもたびたび指摘をしてきたと思いますが、こういった高額な落札が続くような状況であれば、やはり市として何らかの対応を考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。方法としてはそう単純なことではありませんけれども、しかし、市としての姿勢を何らかの形で示していく、あるいは入札のやり方も含めて検討する必要があるのではないかというふうに考えておりますが、この点については助役の見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

1点目について、総務部長から。

○総務部長（土川 隆君）

今回、一般競争入札を実施したわけでございますが、これにつきましては、本巢市の一般競争入札等実施要綱に基づきまして実施をいたしました。この4月から、一般競争入札に関する契約の中で、設計金額が今までは5億円以上ということになっておりましたが、2億円以上と改めたということですが、しかし、5億円以上ということですので、当然、一般競争入札ということで行ったわけでございます。

それで、この実施要綱に基づきまして、一般競争入札に付する事項とか一般競争入札参加資格及び条件等を改めました。例えば、参加資格及び条件につきましては、地方自治法施行令第167条の4の規定により本巢市の一般参加制限を受けていないものとか、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、平成18、19年度本巢市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていることとか、会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされているもの、または民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされているものでないこととか、建設業法第15

条の規定による特定建設業許可を受けていることとか、経営審査事項における電気通信工事等の総合評定値が 800点以上のもので、本システムの直接的保守及びサービス業務が可能なものとか、平成13年度以降に市・国または他の地方公共団体と防災行政無線システムの親局、移動系を含む設備を設置する 1 億円以上の工事を元請として施工した実績があるものとか、1 級電気工事施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格証を有する者を主任技術者または監理技術者として対象工事に専任で配置するとともに、所定の工期をもって工事を安全に施工できるものとか、本巢市の建設工事請負契約にかかる入札参加資格停止等措置要綱に基づく参加資格停止措置を入札参加資格確認申請期限から当該工事の本契約締結の日までの間受けていないということとか、対象工事にかかる設計業務等の受託者または当該委託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこととか、電気通信工事の許可を受けて 3 年以上営業または同等の実績があること、本工事の機器を有していないものが入札に参加する場合は、製造会社の供給証明を提出することか、岐阜県内または愛知県内に本店・支店もしくは営業所を有しているものといった参加資格条件の広告をいたしました。それに基づきまして、業者からこの入札に参加したいという申請がございました結果、今の 5 社が適合したということで、この入札に参加されるということでありましたが、この中で日立国際電気中部支社につきましては、入札を前に都合により辞退をしたいといった申し出がございまして、結果的にこの 4 社で一般競争入札を行ったといった経緯でございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

2 点目について、助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

それでは、予定価格に比して入札価格が非常に接近をし、99.何%の高い落札率ではないかというようなことで、この点については、今後、制度の見直しを含め、何か考えておるのかというような御質問の内容であったかと思いますが、予定価格の設定、公表につきましては、これはいろんな意見がございまして、県等におきましても、また県内の市町村におきましても、予定価格の事前公表というのは一般的に行われておるということでございます。これにつきまして、近時、その見直しの動きと申しますか、検討をされておるやの話も実はございますが、一般競争入札という私ども市としても事例としては非常に少ないものを今回採用させていただきましたが、その中で非常に高い競争率ではございますけれども、予定価格の設定にその事業の内容、積算が非常にそれぞれの企業さんが積極的に対応していただけたものと、こういう理解のもとに考えてございますので、予定価格そのものに対する落札率の高さ、この部分については、他の自治体の検討内容も含め、しばらく時間をいただいて検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

3月の議会のときにお聞きしたかもわかりませんが、17年、18年、19年の3年計画で3年で完成するということですが、15億か16億まではかかるということですが、県の合併支援金を7億円こっちに回す。また、合併特例債をどれだけこっちに計上するのか、この辺の数字がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

この防災行政無線設備設置工事につきましては、概要書にも表題で書いてありますとおり、まちづくり交付金事業ということで、18年度はこういった交付金を財源の一つとして計画しておるわけでございます。その前に、昨年度と今年度、合計7億円、県からの合併支援交付金といったものも財源に充てていきたいということで、18年度のこの事業の中で、合併支援交付金については7億円のうちの残金の3億4,800万円を充当していきたいということでありますし、まちづくり交付金についても、その残りの、例えば今回、事業費が5億8,065万円ということでありますので、その中で合併支援交付金を3億4,800万円充当した残りの2億3,265万円につきましては、まちづくり交付金といった、いわゆる補助金に該当するといったことも考えておりますので、合併特例債については適用しなくてもいいというような、今そういった計画で持っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

根尾地域におきましては、奥美濃水力発電所というのがあるのは御存じのことかと思うんですが、この発電所が、降水時には非常に空襲警報みたいなサイレンが鳴るわけです。それがたまたま集中豪雨のときに真夜中であつたりしますと、もう住民は、一部の地域ではございますが、出水の状況を河川へ見に行くというようなことが常にあるわけでございます。そういった場合には、集中豪雨の折で大雨洪水警報とか出ておりました中で、そういうふうにサイレンが鳴るたびに川の状況を見に行くということは非常に危険を伴うわけなんです。それで、今回、情報無線の整備をする。また、通信の企画の方でネットワークの整備をされるようでございますが、そういう面も含めまして、モニターをつけるとかというようなことは全然考えては、今の段階では……。もし考えていないとするならば、そういうこともひとつ、なるかならないかは別といたしまして、ちょっと考えていただきたいなど、こう思っております。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

ただいまの御質問でございますが、中電の奥美濃発電所ですか、いわゆるダム放流につきまして、事前に地域住民に知らせたらどうかといったことについて、こういった同報無線を活用したらどうかといったことも、今後よく検討してまいりたいと。これは当然、中電とよく協議というか、連携をとった上でのございますので、そういったことも考えていきたいと。できるかできないか、今後、検討していきたいということによろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

ちょっと今、私の説明がうまくいかなかったと思うんですが、当然、サイレンが鳴りますので、放流が始まるということはわかるわけです。何か所でもないわけなんです、そのサイレンが鳴るというのは、通常のサイレンじゃなく、本当に先ほど申し上げましたような空襲警報みたいなサイレンが鳴るわけですね。そうすると、例えば大雨警報、洪水警報が出ておる中で、12時ごろ、またそういうサイレンが鳴ったときに、住民が河川を見に行かんらんと。果たしてこれは避難した方がいいのか。そういうことは当然、行政からもあろうかと思いますが、住民としては、その前にもう河川を見に行くというようなことがたまたま起きておるわけですね。だから、非常に危険を伴うので、モニターテレビ的なものをそういう箇所にはつけるような考えがあるのかどうかということをお聞きしたんですが。

○議長（上谷政明君）

林政部長 藤原俊一君。

○林政部長（藤原俊一君）

今の質問に対しまして、ちょっと説明したいと思っておりますけれども、今、現に根尾川につきまして、東谷と西谷の交点のところ、国交省が監視モニターというテレビで見れるのを、いわゆる分庁舎の方で見れる河川の監視のテレビが設置されました。そこと板谷地区と2カ所です。そういったところでモニターで見れるような施設になっておりますので、それをいかに活用していく、しょっちゅうそういうのを見ながらやっておるわけなんですけど、たまたま昼間の場合はよろしいんですけど、夜の場合はちょっと見にくいかなと思っておりますけど、そういうのを大いに利用していきたいかなと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

それも存じています。私は知っておりますけど、いわゆる今、支所長が言われました、当然、監視をしておる中で各家庭にそういうところには連絡するということが徹底をされておれば、そういう問題は起きないかと思うんですが、そういう問題が、サイレンは鳴るは、住民は心配だから川を

見に行かんらんとというような状況の中で、的確な情報が速やかに伝われば結構なんですけど、そういうことが時としてできないような場合に備えて、そういう場合は何件もないと思うんですね。だから、これは情報無線でございますが、防災の方でございますが、例えば今後、根尾地域におきまして、そういうような情報の整備等がなされる場合、インターネット等も含めました中でそういう対応ができるようなことを、これは部署が違いますので、企画の方になろうかと思うんですが、そんなようなこともぜひともひとつ今後検討課題として取り上げていただきたいなということでございます。

○議長（上谷政明君）

検討課題ということでよろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第77号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各常任委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は9月8日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は9月11日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は9月11日午後1時30分から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催いたします。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日9月7日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

なお、9月7日から14日までは休会とし、9月15日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

